（内閣総理大臣に対する申出）

**第十条**　何人も、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

（権限の委任）

**第十一条**　内閣総理大臣は、この法律による権限（第三条第三項及び第四項、第六条第一項並びに第七条第一項の規定によるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

（内閣府令への委任）

**第十二条**　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則）

**第十三条**　第八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　第五条の規定は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者が当該取引デジタルプラットフォームを利用して行う通信販売に係る売買契約又は役務提供契約であって、この法律の施行の日以後に販売業者等との間で締結するものについて適用する。

（検討）

**第三条**　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正）

**第四条**　消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四　取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）の規定による取引デジタルプラットフォームを利用する消費者（同法第二条第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。

内閣総理大臣　菅　義偉

# 政　令

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

**政令第百五十二号**

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年五月二十日とする。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　赤羽　一嘉

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

**政令第百五十三号**

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十二条第十項、第九十五条及び第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害救助法施行令の一部改正）

**第一条**　災害救助法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十六人」を「二十七人」に改める。

第四十二条中「ついては、」の下に「特定災害対策本部長の指示又は」を加える。

第四十三条第一項第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

附則第二項中「二十六人」を「二十七人」に、「二十七人」を「二十八人」に改める。

附則第三項中「二十六人」を「二十七人」に、「二十八人」を「二十九人」に改める。

附則第四項中「二十六人」を「二十七人」に、「二十九人」を「三十人」に改める。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

（災害救助法施行令の一部改正）

**第二条**　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

（原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の表上欄及び中欄中「避難指示等」を「避難指示」に、「制限指示等」を「制限指示」に改め、同表備考第一号中「避難指示等」を「避難指示」に改め、「勧告又は」を削り、同表備考第三号中「避難指示等」を「避難指示」に、「制限指示等」を「制限指示」に改め、同表備考第四号中「制限指示等」を「制限指示」に改め、「勧告又は」を削る。